

令和7年 富山県准看護師試験実施要領

保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第18条の規定により、令和7年富山県准看護師試験を次のとおり実施する。

1 試験日時

令和7年2月13日（木）

午後1時30分から午後4時まで

2 試験場所

富山市新総曲輪2番21号

富山県農協会館

3 試験科目

人体の仕組みと働き、栄養、薬理、疾病の成り立ち、保健医療福祉の仕組み、看護と法律、基礎看護、成人看護、老年看護、母子看護、精神看護

4 受験資格

富山県内の養成所を卒業若しくは卒業見込み、又は富山県外の養成所を卒業若しくは卒業見込みで、富山県内の医療機関等に就職が予定されており、次の(1)から(7)までのいずれかに該当する者。

- (1) 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定した学校において2年の看護に関する学科を修めた者（令和7年3月までに修業する見込みの者を含む。）
- (2) 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に従い、都道府県知事の指定した准看護師養成所を卒業した者（令和7年3月までに卒業する見込みの者を含む。）
- (3) 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定した学校教育法に基づく大学（短期大学を除く。）において看護師になるのに必要な学科を修めた者（令和7年3月までに修業する見込みの者を含む。）
- (4) 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定した学校において3年以上看護師になるのに必要な学科を修めた者（令和7年3月までに修業する見込みの者を含む。）
- (5) 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、都道府県知事の指定した看護師養成所を卒業した者（令和7年3月までに卒業する見込みの者を含む。）
- (6) 外国の看護師学校若しくは養成所を卒業し、又は外国において看護師免許を得た者で、厚生労働大臣が(3)から(5)に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認めた者
- (7) 外国の看護師学校若しくは養成所を卒業し、又は外国において看護師免許を得た者のうち、(6)に該当しない者で、厚生労働大臣の定める基準に従い都道府県知事が適当と認めた者（詳細については、別に定めるところによる。）

5 出願書類

(1) 受験願書（様式1） 1部

(2) 受験資格証明書

ア 4の(1)から(5)までに該当する者は、学校又は養成所の修業証明書（修業見込みの者は、修業見込証明書）又は卒業証明書（卒業見込みの者は、卒業見込証明書） 1部

イ 4の(6)に該当する者は、厚生労働大臣の看護師国家試験受験資格認定書の写し（本証持参のこと。） 1部

ウ 4の(7)に該当する者は、知事の准看護師試験受験資格認定書の写し（本証持参のこと。） 1部

エ アの見込証明書を提出した者は、令和7年2月27日（木）午後5時15分までに修業証明書又は卒業証明書を提出すること。上記期限までに修業証明書又は卒業証明書を提出できない者については、修業または卒業できると判定されたことを証する書面を提出するとともに、修業または卒業後速やかに修業証明書または卒業証明書を提出すること。指定された日時までに提出されなかった場合は、当該試験の受験を無効とする。

オ 富山県外の学校・養成所を修業（修業見込み）又は卒業（卒業見込み）の者は、資格取得後、富山県内の医療機関等で就労する予定であることを証明する富山県准看護師試験受験資格認定理由書（様式2）を添付すること。

(3) 写真

ア サイズ及び枚数 縦6センチ×横4センチ 1枚

イ 出願前6箇月以内に撮影した正面、上半身脱帽のものを県所定の台紙（様式3）に貼り付け、撮影年月日、氏名及び修業（修業見込み）、又は卒業（卒業見込み）の学校（養成所）名を記載すること。

ウ 写真については、修業（修業見込み）若しくは卒業（卒業見込み）の学校（養成所）において、本人と相違ない旨の確認を受けること、又は受験者本人が富山県厚生部医務課において、写真の貼り付けてある身分証明書等（運転免許証、学生証等）を提示し、受験者本人である旨の確認を受けること。

(4) 受験票交付用封筒

角2号封筒（縦33cm×横24cm：A4サイズ）に、送付先（郵便番号、住所、養成所長又は受験者氏名）と、朱書きで「簡易書留」と明記し、簡易書留料金を含む郵便切手を貼り付けること（別表を参照すること。）。

6 受験手数料

6,900円（富山県収入証紙を受験願書に貼り付けて納入すること。）

7 受験手続

(1) 受験願書の受付期間

令和6年12月2日（月）から同月6日（金）まで

なお、持参による場合は、受付時間を午前8時30分から午後5時15分までとする。郵送による場合は、令和6年12月6日（金）までの消印のあるものに限り受け付ける。

(2) 受験願書等の提出先

下記まで持参又は簡易書留により提出すること。

富山市新総曲輪1番7号（〒930-8501） 富山県厚生部医務課保健看護係

ア 准看護師又は看護師の養成施設を卒業見込みの者については、養成施設ごとに取りまとめ、提出すること。

イ 既卒者については、写真照合のため、本人が上記まで持参して提出するか、卒業した養成施設に提出すること。願書の提出を受けた養成所は写真照合して本人確認を行った上で提出すること。

(3) 受験票の交付

受験願書を受理したときは、受験番号を記載した受験票を交付する。

8 合格発表

(1) 合格発表の日時

令和7年3月13日（木） 午前10時

(2) 合格発表の方法

富山県庁掲示板での掲示及び富山県ホームページへの掲載により行う。

なお、合格者には富山県准看護師試験合格証書を交付する。

ただし、令和7年3月13日（木）午前10時までに修業証明書又は卒業証明書が提出されていない者については、修業証明書又は卒業証明書を受領した後に交付する。

9 試験結果の開示

(1) 開示請求者

開示請求は、受験者本人に限って認める。

(2) 開示請求の方法

受験者本人が富山県厚生部医務課に来課し、口頭により開示請求を行う。郵送、電話、ファクシミリ、電子メール等による請求は認めない。

(3) 開示方法

受験者本人の総合得点の写しの閲覧とする。

(4) 開示を行う期間、時間

開示の開始日は、富山県准看護師試験の合格発表日とし、開示を行う期間は、開示の開始日から起算して1箇月間とする（ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）。開示の時間は、午前8時30分から午後5時15分まで（ただし、合格発表日は、午前10時から午後5時15分まで）とする。

10 その他

(1) 受験願書及び添付書類に記載する氏名については、戸籍の字体で記載し、略字や不明確な書体を使用しないこと。

(2) 受験に関する書類を受理した後は、受験に関する書類及び受験手数料は返還しない。

(3) 視覚、聴覚、音声機能又は言語機能に障害を有する者で受験を希望する者は、令和6年12月6日（金）までに富山県厚生部医務課に申し出ること。

(4) この試験に関して不明な点は、富山県厚生部医務課保健看護係（電話 076-444-3220）に問い合わせること。

別表 受験票の交付にかかる郵送料の目安について（簡易書留料金を含む。）

受験票の部数	1部～2部	～10部	～30部
送料	530円	670円	1,100円